

(別表2)

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター
現金取得者向け新築対象住宅証明書発行業務料金表
令和5年4月1日より適用

(1) 一戸建ての住宅、併用住宅(住宅部分の床面積が建物全体の1/2以上の場合に限る)

消費税込金額【単位:円】

基 準			料 金
	断熱等性能等級4	—	25,300
省エネルギー性	一次エネルギー消費量 等級4	—	30,800
		型式認定書等 ^{*1} 有	5,500
	性能評価書等 ^{*2} 有	5,500	
耐久性・可変性	劣化等級3かつ 維持管理対策等級2以 上	—	20,900
		型式認定書等 ^{*1} 有	5,500
	性能評価書等 ^{*2} 有	5,500	
耐震性	・耐震等級(構造躯体の 倒壊等防止)2又は 等級3	階数2以下の木造 に関する基準	25,300
		許容応力度計算等 ^{*3}	30,800
	・免震建築物	型式認定書等 ^{*1} がある	5,500
		性能評価書等 ^{*2} 有	5,500
バリアフリー性	高齢者等配慮対策 等級3以上	—	20,900
		性能評価書等 ^{*2} 有	5,500

※1 型式認定書等とは、評価方法基準による「住宅型式性能認定書」または「型式住宅部分等製造者認証書」をいう。

※2 性能評価書等とは、当センターが発行した次のいずれかをいう。

①設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書

②長期使用構造等確認書

③低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証

※3 許容応力度計算等のうち、免震建築物、限界耐力計算等の特別な計算方法によるものは、当面行わない。

(2) 共同住宅、長屋等の証明は、当面行わない。

(3) 変更申請の料金は、直前の技術的審査を当センターが行っている場合は、1回の変更につき、上記料金表の2分の1の額とする。